

# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—2021年 夏号—

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL <https://sr-wakariyasuku.com/>



～事務所宣言～ 私たちは男女が  
ともに安心して子育てをし、仕事に打ち  
込める社会を目指します

## 雇用調整助成金 特例措置の延長について

雇用調整助成金の**特例措置**について、厚生労働省が方針を表明し、**8月末まで**特例措置を延長すると発表しました。**緊急事態宣言の対象地域**や**まん延防止等重点措置対象地域**で**時短要請**にに応じている事業主(地域特例)と、生産指標が最近3か月の月平均で前(々)年同期比**30%以上減少**している事業主(業況特例)に対して、**8月末まで**現在と同じ助成内容が継続されます。

一方、それ以外の地域や事業主については、5月に**縮減された**特例措置が8月末まで継続します。

9月以降の助成内容については、雇用情勢を踏まえながら検討し、7月中に改めて発表される予定です。

## 雇用調整助成金 対象期間の延長について

雇用調整助成金は、通常は1年の期間内の休業等について受給することができますが、上記の特例措置の延長に伴い、休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年12月31日までの間にある場合は、**1年を超えて引き続き受給することができます**。詳しくは下記をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000796439.pdf>

## 共働き世帯の被扶養者認定基準

共働きで夫婦の年収がほぼ同じ世帯において、子ども等を夫婦どちらの健康保険の被扶養者とするかについて、新しい取扱い基準を定めた通達が出され、8月1日から適用されます。

**大原則は、①年収が多い方の被扶養者とする②年収の差額が1割以内の場合は、主として生計を維持する方の被扶養者とする**、ということですが、通達には具体的かつ詳細な取扱いが定められています。届出の際に、夫婦の年間収入に関する照会が行われる可能性もありますのでご注意ください。

## 社会保険の更なる適用拡大

平成28年10月に501人以上の事業所からスタートした短時間労働者への社会保険の適用拡大が、**令和4年10月から101人以上の事業所、令和6年10月から51人以上の事業所**にも実施されます。適用拡大の事業所の新たな加入対象者は、以下の①～④すべての条件を満たす人です。

- ①週の所定労働時間が20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上
- ③2か月を超える雇用の見込みがある
- ④学生ではない

まずは、加入対象者を把握し、社内の対象者に周知する必要があります。

## 総務省テレワークセミナーの講師を務めました

6月27日(火)に総務省のテレワーク・サポートネットワーク主催の定期オンラインセミナーの労務管理編で家村が講師を務めました。テーマは「テレワークの基本と労務管理」です。7月29日(木)にも同内容で登壇予定です。



## 弊所の体制について

弊所では新型コロナウイルス感染対策として、**職員のシフトを見直し対応**しております。引き続き、ご相談やお問合せはメールまたは家村携帯 **09035225025** までお願いします。ZoomやWebex等にも対応しております。

# 電子申請

なら



弊所にお任せください。